【平成24年度大会】

招待報告

報告要旨:韓 基貞

詐欺による保険金請求に関する研究

ソウル大学校 韓 基貞

保険契約者側の詐欺による保険金請求(以下、「詐欺請求」と称する)は、現在韓国社会において深刻な社会問題となっている。統計によると、2011年の一年間、詐欺請求と摘発された金額はおおよそ4,237億元となり、摘発された人は72,333人に達している。この金額と人数は、毎年増えつつある。保険詐欺には巧妙な方法が利用されるため詐欺請求の摘発が容易ではない現実を考慮すると、実際の詐欺請求金額と人数の規模はより大きいと推定される。

詐欺請求には刑事罰が伴う。詐欺請求が韓国刑法の詐欺罪(第37条)に当たると、詐欺請求者には10年以下の懲役または2千万元以下の罰金が処される。刑事罰は詐欺請求を抑制する強力な手段になりうる。ところが、韓国の裁判所が詐欺請求に対して実刑を下した割合は低く、実刑の宣告を増やすとしても、相当な経済的な不利益を課さない限り、刑事罰の抑制力にも限界がある。

かかる理由に基づき、韓国では、詐欺請求者に対して保険契約法上の経済的不利益を課し、 詐欺請求を抑制できる方法が模索されるべきであるという主張がなされている。その不利益 については二つの点において論じられている。まずは、保険契約の効力の側面である。つま り、詐欺請求がなされた場合、保険者が当該保険契約に対する解除権を行使できるようにす る。次に、保険者責任の側面である。それは、詐欺請求がなされた場合、当該請求に対する 保険者の責任を免除されることである。故意に保険事故を起こしたり、保険事故の発生を虚 偽につくり上げたりする詐欺請求について保険者が免責されることには異論がない。問題に なるのは、実際に生じた損害を誇張する方法で詐欺請求がなされた場合、誇張された損害の みならず、実際に生じた損害に関しても保険者が完全免責とされうるか否かである。

この二つの点について、韓国商法の保険編には何の規定も設けていない。ただ、2010年までの生命保険標準約款など主な保険標準約款には、詐欺請求の場合保険者が免責されるという条項が含まれていた。韓国大法院(=最高裁判所)は、かかる免責条項の効力を一貫して認

【平成24年度大会】

招待報告

報告要旨:韓 基貞

めていた。しかし、2010年以後、保険契約者の保護を理由として上の免責条項は標準約款から削除され、この免責条項に基づく保険者の免責はもはや不可能となった。

現在、韓国政府は国会に提出すべき商法保険編の全面改正案を準備している。改正案について諮問役をなしている法務部傘下の「商法保険編改正特別委員会」では詐欺請求時の保険者の免責条項をこの案に含めるかについて議論している。実損害についても保険者が免責されることによって、詐欺請求に対して制裁の効果を与え、それを通じて詐欺請求を抑制すべきという趣旨から保険者免責に賛成する立場と、これは過度な制裁となり、保険契約者の保護に反するという理由により保険者免責に反対する立場が対立している。他方、詐欺請求時、保険契約の効力に関してどう規定すべきかについては、なお本格的に論じられていない。

筆者は、現在増えつつある詐欺請求を抑制する社会的な必要性が大きいこと、詐欺請求の中で摘発されるケースが一部に過ぎない点、そして諸外国の法律では詐欺請求に対して保険契約法上の不利益を課している点などを考慮すると、韓国においても保険契約法上の不利益を課す方法で法律を改正すべきであると考える。これにより、詐欺請求に相当な抑制効果をもたらしうるからである。但し、保険者の免責が濫用されないように注意が必要である。例えば、詐欺請求がわずかな一部に過ぎない場合には実損失に対しては免責されないように、免責要件を合理的に制限する必要がある。次に、詐欺請求時、保険者には保険契約の解除権を付与すべきであると考える。商法保険編には、保険契約者が保険契約の善意性を違反した場合、保険者が保険契約の解除権を行使できるという規定(例えば、第651条の告知義務)がある。詐欺請求は保険契約の善意性に反する典型的な事例である。詐欺請求によって信頼が失われた保険契約関係を引き続き維持するのは望ましくないと考える。

結論として、韓国政府が現在準備している商法保険編の改正案に、詐欺請求時には保険者が 完全免責されるという規定を設けると同時に、その濫用を防ぐために免責要件を合理的に規 定し、詐欺請求時に保険者に保険契約の解除権を付与する規定が含まれるべきである。かか る規定を通じて、韓国で社会問題となっている詐欺請求がかなりの程度において抑制される ことが期待される。